

# 小規模事業者持続化補助金

1. 小規模事業者持続化補助金とは？
2. どこまでが対象？補助対象経費とは？
3. コロナ特別対応枠の要件+上限金額拡大へ！
4. 提出書類
5. 申請の流れ
6. その他注意点など

## 1. 小規模事業者持続化補助金とは？

小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取組む販路開拓や生産性向上の取組みを支援する補助金のこと。※**持続化給付金と似たような名称ですがまったく別物ですので注意が必要**です。

### ➤ 販路開拓に関する経費を補助してもらえる制度

- 補助率：補助対象経費の 2/3 （上限 100 万円）  
例）60 万円経費⇒40 万円補助    150 万円経費⇒100 万円補助

### ➤ 小規模事業者とは…常勤従業員数で判断！

- 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）：5 人以下
- 宿泊業・娯楽業：20 人以下
- 製造業その他：20 人以下

融資などとは異なり、お金を返済する必要はありません。

しかしながらすべての補助金には審査があり、申請したからといって、必ず採択され、給付されるわけではありません。補助金とは、国の政策目標にあわせて、事業者の事業をサポートするために給付されるお金です。また、補助金によって目的・対象・仕組みが異なり、必ずしもすべての経費を受給できるのではなく、補助金ごとに補助の割合や上限額が決められています。

### ➤ 補助事業終了後の実績報告書等の提出

- 補助金の採択・交付決定を受け補助事業を実施した終了後は、補助事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書および支出内容のわかる関係書類等を、定められた期日までに補助金事務局に提出しなければなりません。

## 2. どこまでが対象？補助対象経費とは？

### まず、【一般型】

※持続化補助金一般型の詳細は[こちら](https://r1.jizokukahojokin.info/)からご確認いただけます。→<https://r1.jizokukahojokin.info/>

#### ◆対象となる事業

策定した「経営計画」に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する、地道な販路開拓等（生産性向上）のための取組であること。

あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取組であること。

《補助対象となり得る取組事例》

(1)地道な販路開拓等（生産性向上）の取組について

- ・新商品を陳列するための棚の購入・・・【①機械装置等費】
- ・新たな販促用チラシの作成、送付・・・【②広報費】
- ・新たな販促用PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）・・・【②広報費】
- ・新たな販促品の調達、配布・・・【②広報費】
- ・ネット販売システムの構築・・・【②広報費】
- ・国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加・・・【③展示会出展費】
- ・新商品の開発・・・【⑤開発費】
- ・新商品の開発にあたって必要な図書の購入・・・【⑥資料購入費】
- ・新たな販促用チラシのポスティング・・・【⑦雑役務費】等
- ・国内外での商品PRイベント会場借上・・・【⑧借料】
- ・ブランディングの専門家から新商品開発に向けた指導、助言・・・【⑨専門家謝金】
- ・新商品開発に伴う成分分析の依頼・・・【⑫委託費】
- ・店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。）・・・【⑬外注費】

※「不動産の購入・取得」に該当するものは不可。

(2)業務効率化（生産性向上）の取組について

【「サービス提供等プロセスの改善」の取組事例イメージ】

- ・業務改善の専門家からの指導、助言による長時間労働の削減・・・【⑨専門家謝金】
- ・従業員の作業導線の確保や整理スペースの導入のための店舗改装・・・【⑬外注費】

【「IT利活用」の取組事例イメージ】

- ・新たに倉庫管理システムのソフトウェアを購入し、配送業務を効率化する・・・【①機械装置等費】

- ・新たに労務管理システムのソフトウェアを購入し人事・給与管理業務を効率化・・・【①機械装置等費】
- ・新たにPOSレジソフトウェアを購入し、売上管理業務を効率化する・・・【①機械装置等費】
- ・新たに経理・会計ソフトウェアを購入し、決算業務を効率化する・・・【①機械装置等費】

#### ◆補助対象経費

- ①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、
- ⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、
- ⑪設備処分費（補助対象経費総額の1/2が上限）、⑫委託費、⑬外注費

※次の(1)～(3)の条件をすべて満たすものが、補助対象経費となります。

- (1)使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- (2)交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費
- (3)証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

#### ◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助上限額 50万円（特例事業者除く） 100万円（特例事業者のみ）

**※2020年創業した事業者は一般型でも最大100万円！**

## 【コロナ特別枠】

※2020年2月18日まで遡及が可能です！

※コロナ特別枠の詳細は[こちら](https://r2.jizokukahojokin.info/corona/)からご確認いただけます。➡ <https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

### ◆対象となる事業

○補助対象経費の6分の1以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること。

A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと

B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと

C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

※補助対象期間内に、少なくとも1回以上、テレワークを実施する必要があります。

**※PC・タブレット・WEBカメラ等のハードウェアの購入費用は対象外**

### ◆補助対象経費

①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、

⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、

⑪設備処分費（補助対象経費総額の1/2が上限）、⑫委託費、⑬外注費

※次の(1)～(3)の条件をすべて満たすものが、補助対象経費となります。

(1)使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

(2)交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費

(3)証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

※2020年2月18日まで遡及可能

※概算払いによる即時交付（売上が前年同月比20%以上減少の場合）

◆補助率・補助額・・・対象となる事業のタイプにより異なります。※下の表参照。

補助率 [コロナ特別対応型Aタイプ] 補助対象経費の3分の2以内

[コロナ特別対応型B・Cタイプ] 補助対象経費の4分の3以内

補助上限額 100万円

○150万円以上の補助対象となる事業費に対し、100万円を補助します。

○150万円未満の場合は、Aタイプは2/3、BCタイプは3/4の金額を補助します。

### 3. コロナ特別対応枠の要件+上限金額拡大へ！

## 生産性革命推進事業による事業再開支援パッケージ

- 中小企業の事業再開を強力に後押しすべく、持続化補助金等において、**業種別の感染拡大予防ガイドラインに沿った取組への支援を拡充（以下、赤字の部分）**。  
（持続化補助金の最大の補助額を、**100万円から150万円へ引き上げ**）

補助上限・補助率	通常枠	特別枠 (類型A)	特別枠 (類型B又はC)
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・ <b>3/4</b>
<b>【事業再開枠】 50万円・定額(10/10) ※</b>			
ものづくり補助金 (設備導入)	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3	1,000万円・ <b>3/4</b>
<b>【事業再開枠】 50万円・定額(10/10)</b>			
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・ <b>3/4</b>

※事業再開枠の補助額は、総補助額の2分の1以下であること

#### 【事業再開枠の対象】

業種別ガイドライン等に基づく、以下の感染防止対策

- 消毒、マスク、清掃
- 飛沫防止対策（アクリル板・透明ビニールシート等）
- 換気設備
- その他衛生管理（クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キースシステム等）
- 掲示・アナウンス（従業員・顧客に感染防止を呼びかけるもの）

#### 【特別枠の申請要件】

補助経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致する取組であること

##### 類型A：サプライチェーンの毀損への対応

- (例)
- ・部品調達困難による部品内製化
  - ・出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓 等

##### 類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換

- (例)
- ・自動精算機、キャッシュレス決済端末の導入
  - ・店舗販売からE C販売へのシフト 等

##### 類型C：テレワーク環境の整備

- (例)
- ・WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入

参考：経済産業省 HP [中小企業生産性革命推進事業による「事業再開支援パッケージ」を策定](#)

### コロナ型すざいとところその①→補助額が倍に（最大50万円→100万円）

### コロナ型すざいとところその②→即時支給あり

通常の補助金であれば、全て事業が完了した報告書を提出、事務局で確認後はじめて補助金が下りるといった流れになります。その場合、補助金が下りるまでは最大150万円を自分で立て替えなければなりません。ただでさえ自粛要請で資金繰りが大変なところ、大金を立て替えるって難しい方もいらっしゃいます。今回は、そのような状況を考慮して、補助対象経費の一部について審査後、概算払いによる即時支給（交付決定額の50%）を受けることができます！これがあると資金繰り、かなり助かりますよね。ちなみにこちらは、売上が前年同月比（2020年2月～2021年1月までの任意の1ヵ月と、前年同月を比較）20%以上減少している事業者が対象です。

その証明として、売上減少証明書（市区町村で発行してくれます）もしくはセーフティネット保証4号（中小企業者への資金繰り支援措置）のコピーが必要になるとのことです。

### コロナ型すざいとところその③→すでに実施した分を遡及できる！

通常であれば、交付決定通知書が届いてから実施した分しか対象にならないのですが、今回は特例として2020年2月18日以降に実施した分も遡って請求できます。

その他、いろいろな形で利用できる！という点が挙げられます。

- ① サプライチェーンの毀損（海外からの部品や原材料が入らなくなった場合）への対応
- ② 非対面型ビジネスモデルへの転換
- ③ テレワーク環境の整備
- ※ 上記、①から③のいずれか1つ以上の投資に取り組むこと。

そして・・・

事業再開枠として50万円が、上限額100万円にプラスされます。

対象に関しては、上の表の枠内に記載されている通りになります。

業種別ガイドライン等に基づく、感染防止対策にかかった経費を補助してくれるものですが、総補助額の2分の1以下という限度額が設定されています。

#### 4. 提出書類

申請書類はこちらからダウンロード可能です。

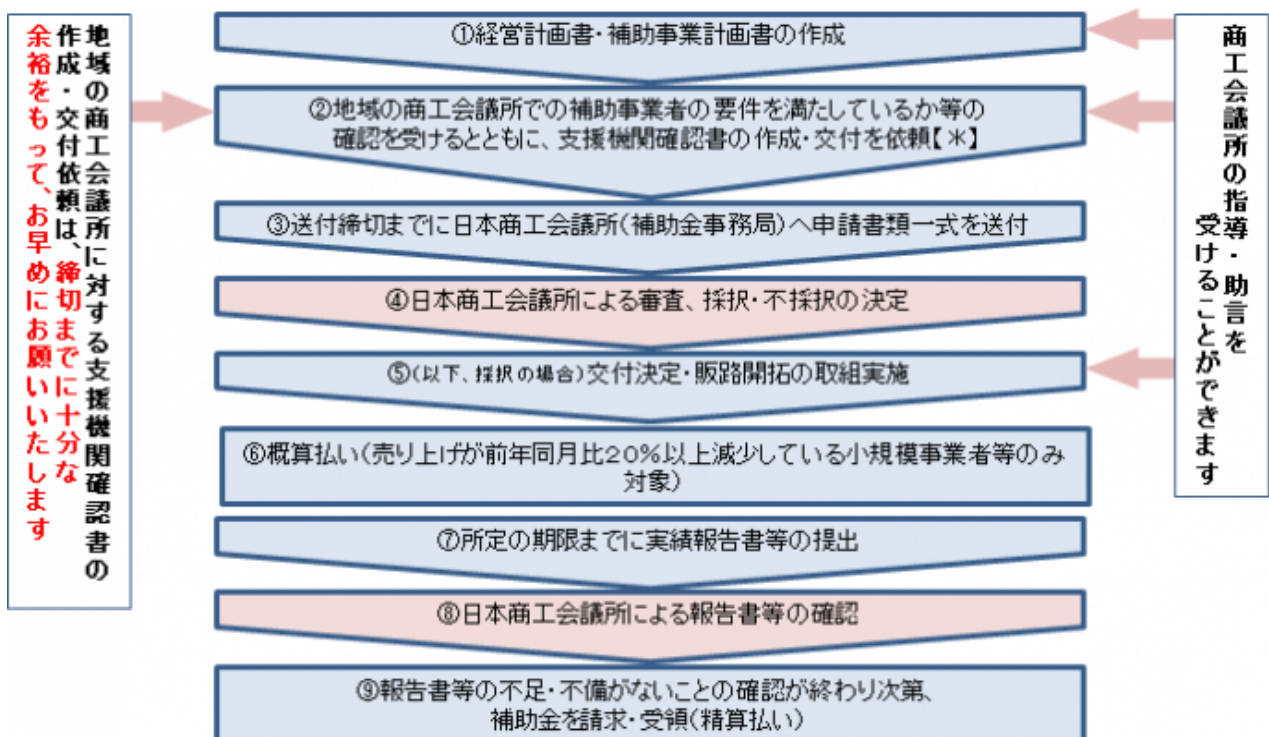
[令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型>【公募要領】](#)

[令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>【公募要領】](#)

申請書類一式の郵送による提出先・問い合わせ先) 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 電話番号 03-6447-2389

※申請書類一式(P.79参照)は、郵送または電子申請によりご提出ください(持参は不可)。

#### 5. 申請の流れ



## 6. その他注意点

### 【申請締め切り日】

	一般型		コロナ特別枠型	
	第3回受付締切	第4回受付締切	第3回受付締切	第4回受付締切
申請書類一式の 送付締切	2020年10月2日(金) 【最終日当日消印有効】	2021年2月5日(金) 【最終日当日消印有効】	2020年8月7日(金) 【郵送：必着】	2020年10月2日(金) 【郵送：必着】
採択結果公表	2020年12月頃予定	2021年4月頃予定	*調整中	*調整中
補助事業の 実施期間	交付決定通知受領後から 2021年7月31日(土) まで	交付決定通知受領後から 2021年11月30日(火) まで	交付決定日(※2020 年2月18日まで遡及可 能)から 2021年5月31日 (月)まで	交付決定日(※2020 年2月18日まで遡及可 能)から 2021年7月31日 (土)まで
実績報告書 提出期限			2021年6月10日(木)	2021年8月10日(火)

### 【対象外事業者の主な例】

- ・一般社団法人、一部 NPO 法人、医療法人などは対象外
- ・国が助成する他の制度と重複する事業は補助対象外
- ・小規模事業者であること | 従業員数で判断

商業・サービス業：5名、宿泊・娯楽、製造業その他：20名

重要事項や細かい条件については、公募要領に記してありますので、申請の前に必ずご確認くださいね！

### 《関連リンク先》

小規模事業者持続化補助金 日本商工会議所 [小規模事業者持続化補助金メニュー](#)

一般型➡<https://r1.jizokukahojokin.info/>

コロナ特別対応型➡<https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>